

# 中国みなとオアシス協議会会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 当協議会は、中国みなとオアシス協議会（以下「本協議会」という。）という。

(目的)

第2条 本協議会は、中国地方における「みなとオアシス」相互の連携及び交流を図ることにより、「みなとオアシス」の知名度及び魅力度並びに運営力を高め、もってみなとまちの活性化に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 「みなとオアシス」の知名度の向上と広域交流を促進する活動
- (2) 各「みなとオアシス」の企画力及び運営力の向上と人材育成に向けた活動
- (3) 各「みなとオアシス」の魅力度の向上に向けた活動
- (4) 「みなとオアシス」制度の充実にに向けた活動
- (5) その他本協議会の目的達成に必要な活動

## 第2章 会 員

(種別)

第4条 本協議会の会員は、以下に示す正会員、準会員、特別会員とする。

- (1) 正会員 中国地方整備局管内の「みなとオアシス」登録港の運営団体の長及び中国地方整備局管内の「みなとオアシス」登録港及び仮登録港の設置団体の担当者
- (2) 準会員 中国地方整備局管内の「みなとオアシス」仮登録港の運営団体の長
- (3) 特別会員 中国地方整備局管内の「みなとオアシス」を管内に持つ港湾関連事務所の担当者

(入退会)

第5条 本協議会に入退会する場合、書面により会長の承認を得なければならない。

(会費)

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第7条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 「みなとオアシス」の運営団体又は設置団体に変更が生じたとき
- (3) 「みなとオアシス」の登録が抹消された会員

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員等

( 役員の種類及び定数 )

第9条 本協議会に、次の役員を置く。

- ( 1 ) 会 長 1名
- ( 2 ) 副会長 2名以内
- ( 3 ) 監 事 1名

( 役員を選任等 )

第10条 会長及び副会長、監事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 . 会長及び副会長、監事は、会員の互選による。
- 3 . 会長及び副会長、監事は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 . 会長及び副会長、監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を事務局に届け出なければならない。

( 役員職務 )

第11条 会長は、本協議会を代表し、その業務を総括する。

- 2 . 副会長は、会長を補佐し、会長が業務を遂行出来ない事態が生じた場合、その職務を代行する。
- 3 . 監事は本協議会の会計を監査する。

( 役員任期 )

第12条 役員任期は次期通常総会までとする。ただし、2期までの再任は妨げない。

- 2 . 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 . 役員は、辞任又は任期満了時においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

( 役員報酬 )

第13条 役員は無報酬とする。

### 第4章 総 会

( 種別 )

第14条 本協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

( 構成 )

第15条 総会は、正会員及び準会員並びに特別会員をもって構成する。

( 権能 )

第16条 総会は、この会則で別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- ( 1 ) 会則の変更
- ( 2 ) 役員選任
- ( 3 ) 活動の基本方針の決定
- ( 4 ) 活動報告の承認
- ( 5 ) 予算及び決算の承認

( 開催 )

第17条 通常総会は、原則として毎年1回開催する。

2. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要と認め招集の請求をしたとき

(2) 事務局から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき

(招集)

第18条 総会は、会長が招集する。

(議長)

第19条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会における議決権)

第20条 第4条に規定する会員のうち、正会員のみ総会において各1個の議決権を有する。

(定足数)

第21条 総会は、正会員の二分の一以上の出席により成立する。

(議決)

第22条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第23条 やむを得ない理由のために総会に出席できない正会員は、正会員名の委任状により他の正会員を代理人として、議決権を委任することができる。

2. 前項の場合における第21条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

## 第5章 会 計

(会計)

第24条 本協議会の経費は、構成員の支弁する会費、その他の金品をもって支弁する。

2. 本協議会の会計事務は、事務局が処理する。

3. 本協議会の会計年度は、毎年4月1日から、翌年3月31日までとする。

4. 本協議会の会計事務は、別紙会計細則によるものとする。

(旅費)

第25条 本協議会の各種活動への参加に関する旅費は、会員の自己負担とする。

## 第6章 補 足

(細則)

第26条 この会則に定めるもののほか、本協議会の運営に関する必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(事務局)

第27条 本協議会は、事務局を会長の所属するみなとオアシス団体(設置者・運営者)に置くものとする。また、事務局は総会等の決定に従い、協議会活動の円滑な遂行に努めるものとする。

(会員以外の総会出席者)

第28条 みなとオアシス登録を目指す任意団体について、会長の承認により、オブザーバーとして出席できるものとする。

## 附則

この会則は、平成 18 年 10 月 12 日から適用する。

## 運用

1. 第 6 条、第 9 条（ 3 ）、第 24 条、第 25 条は当面凍結する。
2. 会計細則は当面設けない。
3. 上記の解除時期は総会において判断する。
4. 本協議会の事務局は、総会の議決を経て、主たる事務局を中国・四国地方整備局港湾空港部又は N P O 法人等非営利活動団体に置くことができる。
5. 特別会員は、「みなとオアシス」認定者として、適切な助言や指導を行うことを目的とする。
6. 本協議会には、運営に関する適切な助言を得ることを目的として、顧問を置くことができる。